

昭和47年第2回宜野湾市議会（定例・臨時）会議録

7月5日（第3日目）

午前10時8分 開議
午後3時40分 閉議

1. 出席議員（18名）

1番 伊 佐 徳次郎	2番 島 徳 吉雄
3番 大 川 正 雄	4番 天 久 盛 雄
5番 宮 城 正 光	7番 宮 城 仁 政
8番 又 吉 正 弘	9番 宮 城 正 行
10番 比 嘉 守 盛	12番 阿 部 正 雄
13番 堀 原 盛 雄	14番 仲 村 雄 行
15番 山 本 朝 保	16番 武 島 正 行
17番 多和田 真一	18番 大 川 正 行
19番 玉 那 福 行 昭	20番 伊 佐 徳 仁
21番 比 嘉 盛 定	22番 古 波 辰 次郎

2. 欠席議員（2名）

13番 堀原 養信 17番 多和田 真一

3. 出席説明員

市長 崎 潤 雄一郎	助 役 阿 部 正 行
収入役 洪 星 好 永	総務部長 伊 佐 徳 仁
経済民生部長 多和田 真一	建設部長 新 垣 信 雄
水道部長 仲 村 雄 盛	消防長 大 城 仁 幸
教育長 知 念 波 吉	企画課長 武 島 正 行
総務課長 辺 土 名 朝 敏	財政課長 玉 木 盛 一
市民課課長 古 波 辰 信 三	資産税課長 武 島 正 行
市民課長 宮 城 正 光	社会課長 比 嘉 盛 定

保養年金課長 知念和夫	衛生課長 伊佐友郎
農林課長 崎間政光	商工観光課長 米須清登
施設課長 具志清榮	都市計画課長 我如古善一
土木課長 高宮城昇	下水道課長 松川榮一
営業課長 丸屋将弘	工務課長 金城健榮
会計課長 天久 実	教育委員会総務課長 仲村 哲吉
教育委員会教育課長 菅天間 朝 智	消防本部総務課長 園 吉 真 彦
消防本部消防課長 菊 原 盛 真	

4. 議会事務局出席者

事務局長 末吉健男	庶務係長 照 暹 彦
記録係長 島 袋 真 由	書記 仲村 春 夫
書記 比 嘉 定 治	

5. 開会日 (第3号) 昭和47年7月5日 (水)

日程第1 議案第102号 昭和47年度宜野湾市一般会計補正予算
日程第2 議案第110号 昭和47年度宜野湾市養鰻研究センター特別会計予算

議長

只今より第二回宮野湾市議会定例会第3
日目の本会議を開きます。

本日の日程は手元配布の通りです。
この議事日程表を号の通り進めたい
です。(午前10時7分)

議長

休憩の取ります(午前10時7分)

再開の取ります(午前10時9分)

議長

日程表、議案第102号昭和47年度宮野湾
市一般会計補正予算案の件については、先日の本
会議に付した通り、総務常任委員会に審査を
付託してあります。一応本日中間報告を
したのちに申し入れがありまして、議題に
上げたいと思います。総務常任委員会委員長の中
間報告を求めます。

議長

休憩の取ります(午前10時9分)

再開の取ります(午前10時10分)

議長

総務常任委員長の大川君に挨拶と議
案第102号の中間報告をお願いします。

総務常任委員長

此様抄を申し上げます。前任者の香次當
盛信君が衆会議員候補のため、一任委員長
を兼ねられしため、空席になつたわけで
が、総務委員会の委員の指名推薦に關し
て、不肖私委員長を任せようとするは
ないこと、今後残された期間、一生懸命
頑張りたいと思つて、議員の皆様
の協力を願ひ申し上げます。

去つた6月29日に本会議から総務常任委
員長の付託された、昭和47年度長野
市一般会計事務算にかゝり、2日間にか
つて審議をいたしました。その中、昨日は
ごりごりとした、その中に皆様
の報告を申し上げます。おかげさまで
事柄に至りつたこと、一任今日の本会議
中間報告として申し上げます。ご
問題の補正のことは、16ページの8款3項
の節、工事請負費、その中の大山排水区
の工事のごりごりとした、その箇所
を詳しくお話しさせていただきます。ご
りごりとしたごりごりとしたが、幹線と市の
水塔との接続箇所の設置変更のことは
ごりごりとした。設置通りとの接続を
せよと幹線から下水が逆流しては
いけない。その接続箇所を変更する
ことは、ごりごりとした。ごりごりとした。40m
の箇所を別途する。先の方の接続して

ある。その間の工事費が、この250,000円がございります。特に指摘しにくいのは、この工事は完了したものである。この連続工事は完了したにもかかわらず、今度の補正予算に現れにくいという点にございります。

その疑問点については、支出負担行為の中に入ります。この3条の3項の事例の中に入ります。予算がその中に、本条の規定に反し、業者と締結した契約は無効と解すると、この3条がございります。当委員合としても、この問題を重視し、いつか今日の本会議の日程が予定の中に入ります。この中へ報告申し上げ、ぜひとも再び総務委員合を開き、総務委員合としての結論を出していただく。一応は、この報告に及んで次ぎにございります。この以外の私、総務委員長の昨日就任にともなうところ、ございります。至らぬところは、ございります。一応は関係部長、或いは課長にその説明をまとめて詳しく頂く。この旨の方の今後の審議の資料に頂く。このようにしてお願い申し上げます。この報告にしてください。

議 長

只今の委員長の中問報告に対し、質疑があるから、質疑を許します。

議 長

休憩 11時15分(予定) 10時16分)

議 長

再開の日は(午後10時17分)

9 番

大まかな内容の了解は、今委員会からの説明が済みましたが、執行当局に同じいよう、その事業は事業完結済ませよう。

建設部長

10答に申し上げます。現地は一部管工事を終了し、アスファルト工事の残りが残っています。現場は自然転圧車による。自然転圧の段階でございます。

9 番

今委員会報告に申し上げます。接続案の問題や設計のミス等がござりますが、その中の実施設計のための契約の工事はござります。

建設部長

ありがとうございます。

9 番

はい。その実施設計時限は4週間というわけで、接続案の逆流も考えたいです。設計士はいるかと。市にあるかと。

建設部長

案は下水道公社。現在は下水道管理事務所
所々ありてあり。水々も。

9 番

私に申してありてあり。契約の特異の
ニクニ聞かしてあり。アリ。

建設部長

契約の特異は。実施設計市の方ニ
ハ。委託外流ニ実施設計書ハございアリ。

9 番

ニハ委託設計ニ実施設計ニ。市
ハ。十分ハ事ニあり。認めて。その実施設
計ハ費用ハ市ハと調ベ済みハございアリ。

建設部長

おハございアリ。

9 番

とハいうハ。工中着工後ハ。アリ。二
いうハ。問題案が出た。ハ。ハ。ハ。ハ。ハ。ハ。ハ。
ミスハあり。アリ。

建設部長

案ハ下水道公社。ニハ。マ。オ。ル。ハ。ニ。ハ。
アリ。ハ。ハ。ハ。ハ。ハ。ハ。ハ。ハ。ハ。ハ。ハ。ハ。
ハ。ハ。ハ。ハ。ハ。ハ。ハ。ハ。ハ。ハ。ハ。ハ。ハ。ハ。ハ。ハ。

水かさの基準の高さから、私共の設計した
設計がございませう。ところが現場の實際に
取りつたものは、4センチの差がはいって
設計から。それから下水道公社のマンホールの底
の高さが施工ミスだという二ヶ所ございませう。

9 番

皆称方は本管自体の下水道公社の配管
を設計した。同様の設計が、あつたか、それ
に水かさの二ヶ所は、二ヶ所ある。

建設部長

い、同様の設計は、同様の設計
の図面による施工との違いかと思つておる。

9 番

だから二ヶ所の施工との違いを生じたのは
皆称方は、実施設計をする場合に、同様の
の、下水道公社の本管工事の状況、見積、設計
等、基礎を、実施設計を企画しては、お
た。だから二ヶ所に、誤りがある。

建設部長

具体的に申し上げます。下水道公社
の設計(図面)が、二ヶ所ある。高さの二ヶ所
は、二ヶ所は、二ヶ所ある。それから、二ヶ所
の部分、私共は、その高さの二ヶ所、皆
設計の設計を、設計した。

9 番

皆称方が、実施設計を、する場合に
すべし。下水道公社の本管工事の基礎の
設計を言うべきである。

建設部長

いまだ、設計図を提出していません。

9 番

設計図の見え方、おかしなところがある。

建設部長

もう少し設計図を見直しなさい。

9 番

尺のうしろに誤りがある。設計し直さなければ。

建設課長

原因の究明に努めたい。工事現場への施
工の結果、公社のマンホール。

9 番

これは、非常に重要なこと。尺のうしろは明確に
して頂きたい。私が、[] として、
これは、何も、水は簡単ではない。すべし。皆さん方が
市の下水道工事の実施設計を委託する場合に
下水道公社の本管工事の見積り設計は、お任せ
したい。すべし。すべし。皆さん方は、実施設計を
して頂きたい。

建設部長

よろしく。

9 番

先ほどお話ししたとおり、皆様の方には実施設計を委託し、実施設計の内容をくわしくお答えいたします。

建設部長

私共の設計には、ミスはございませんように努めます。

9 番

ご質問にお答えいたします。ご指摘の通り、市の主体性も考慮して対応いたします。市の工事については、場合によっては莫大の資金を投入する必要がある。しかし、下水道公社の本管工事については、その設計図はお任せいたします。皆様の方からご意見を伺い、その実施設計を委託いたします。ご不明な点がございましたら、いつでもお問い合わせください。

建設部長

よろしく。

9 番

ご質問にお答えいたします。実施設計の内容は、皆様の方には実施設計を委託した後に、その設計図をお見せいたします。

建設部長

その後見知りません。

9 番

その見直しは皆さん方は、工事契約
はなされたはず。誰が見直しを。

建設部長

その実施設計は、私達の技師と研修
生が書いた。その設計がございませう。

9 番

だからそれは富野市の独自のものだけじ
やないか。あるいは下水道公社の本管とい
うのがあろう。

建設部長

その当時は下水道公社の工事の工事の中
にございませう。

9 番

工事の中であらう。皆さん方は技術屋専門家
であられる。設計図から見て了解いただける
と思う。今先、おっしゃる様に設計図を見
て富野市の下水道の配管工事の実施設計を
委託した。だから設計者の誤りがあるの。誤
りを皆さん方が認めたの。工事は間違いない
から、その後誤りがあるの。

建設部長

下水道公社のホール工事が終えよからの
向題の施工上のミスがあった人じやござら
かという事については判断をございます。

9 番

施工上のミスがあるという事は、その施工
ミスは誰が発見したか。

建設部長

その中勿論各市の現場監督等もござい
ます。

9 番

市の監督管理をしよう。じや市の現場管理
監督員をみるならば、今迄の委員長の報告の
様に発給後にそのいつか問題がイヤくる
結局の時の事にはその問題の発見をせよかと。

建設部長

それは6月9日の時発をございます。

9 番

6月9日の時発を発見された。

建設部長

その事です。

9. 審

ニの接続業の問題案を管理監督する場
 合に皆人それぞれと工事日誌があるはず
 だ。工事日誌のいつの時刻に=水日 発見さ
 せておけるのか。報告の頂きたい。
 工事日誌に記入して=水日 何も無意味に
 人から。工事も完結してから、いつかいつ
 全部契約の巻つた事業を完了して後に
 いつか問題が出てくる。=水日 考えられ
 るが。此の現場監督者も呼んで頂きたい。
 議案ニ水日 非常に大きな問題です。
 契約後に部長が解決。10/1 本部長の
 報告は接続業の問題は 210,000円も押込
 られて12/15までならぬ。はかりつき。も
 う一つつづきを合申して下さい。
 此のいつの時刻に接続業の現場監督は誰
 がやられるか。

議

- 林 議員 (10時 26分)
- 岡 議員 (10時 30分)

総務課長

232条の3にいう 14 護明は(1)の
 が。=水日 ありても業例と11は=と
 いるが、此の要請はさしていらぬ
 事。

議 案

林道 11月1日 (午前10時31分)

開 11月1日 (午前10時43分)

9 番

接続業の問題案の契約変更した場合の時刻はいつか。

建設部長

回答に申し上げます。契約の変更はできず、かつ取りません。

契約の変更は、その中で、接続業の新設工事の工事請負業者から申し合わせたい旨はいつか。口頭にお知らせ申し上げることは、限り業者の仕事をやらなければならない。いつやらなければならないか。

建設部長

回答いたします。6月21日にお知らせいたします。

9 番

6月、5月にもお知らせします。

建設部長 工場の5月30日とさせていただきます。その中の建設工事の申し合わせをいたします。6月21日にいたします。

9 番

6月もその通りお知らせいたします。また、工事契約は、いつまでも契約

1. 先般部長の報告は5月28日のこと
です。

建設部長

5月30日のこと。

9 番

5月30日のこと。工事契約は5月30日の
部長の解任は6月9日。先般の答弁は

建設部長

二小口マホールの準備検査のことです。

9 番

いすゞの13. 4の神正予算の接続案に
連日3の問題がある。部長の解任は6月
のこと。先般は6月9日とおっしゃるが

建設部長

私の接続は3日 報告をうけたが、6月
9日はありません。

9 番

6月9日。部下からの報告をうけたが

建設部長

です。

9 番

前回の工事のこの部分に於ける工事
はいつの間にか事業の完了した。

建設部長

7月2日 午後5時

9 番

着工以来の、いつの間にか、接続の問題

建設部長

6月20日 午後

9 番

5月30日以降の契約に於て、どういう
処置をせよと云う事。

建設部長

工事進捗の平続をやっていこうとする。

9 番

工事進捗の平続をどうやら、どうやら
し、設計変更の平続をいつかされる。

建設部長

設計変更の平続をいつかどうやら
せん。

9 番

又、この日の経過のりす事業を続けさ
せら。

建設部長

結局 6月21日の拙者課に1011イ業者と結
し合ひの事。市の見積り設計の範囲内へせよと
いふこと。業者は工事の早急に終りたこと
をいふ。市の見積り設計の範囲内へせよと
いふこと。市の見積り設計の範囲内へせよと
いふこと。

9 番

市の見積り設計の範囲内へせよと
いふこと。業者は工事の早急に終りたこと
をいふ。市の見積り設計の範囲内へせよと
いふこと。

建設部長

現場監督員に1011イ。又、このりす
いふ事。

9 番

市の見積り設計の範囲内へせよと
いふこと。業者は工事の早急に終りたこと
をいふ。市の見積り設計の範囲内へせよと
いふこと。総務課にいつていふ事。
部長。

建設部長

二の件について

9 番

建設部長に南に10日です。

建設部長

来10日です。

9 番

一体として4月20日以前に完了。二の件は
4月20日以前に完了。建設部長。貴方の手元
から。

建設部長

私のほうからは、一応6月20日以前に業者に対して
現場の取り違えの件について4月20日以前に完了
追加工事の必要があるという場合は、市営住宅
に決裁する。承諾してごうかという場合は、
その後の契約を変更する。或いは工事費
着工するという場合は、建設部長の段階におき
かえり。市営住宅の段階におきかえり10日です。

9 番

その件は、明確に1日
でいい。市の命令を濫用してはいけない。
誰の指示を1日か。

建設部長

現在工事監督員がございませぬ。

9 番

これは決裁をせよのは、工事の監督員に代りて予
算執行は可能なす。契約外の予算執行は、予
算外執行の事。

建設部長

これはつきりいへば、事務上の問題ではござい
ませぬ。外、監督員が代りては、私に代りては
なにも解らぬ。これは若い方の文書と思ひませぬ。

9 番

いや皆さん方の予算執行はそういうふうな
仕向でございませぬ。工事だけじゃなく
いい。

建設部長

いや、やうじやございませぬ。本件につき
いは、直接市の係長の方から指示はござい
ませぬ。

9 番

係長の権限も予算にもない工事執行がな
さる。

建設部長

これは、不可能であります。

9 番

不可能であるならば、なぜ所定の手続をとらなければならないのか。

建設部長

それは大変申し訳ございませんけれども、

9 番

これは部長、競り入ることも、競り入るからという問題ではありません。

富野市の職員であるならば、所定の手続を経たとしても予算に納まらなくても、公金の執行は可能という事情が現われるかと。これは公金の出入りも人によるものではございません。予算にも公金の工事契約にもなるとして所定の人以外の方が公金を執行するということについてはありません。条例にはうたわけてない、規則の公布権限があります。あります。いまだ一休の部下は誰かです。これは実行済みです。公金も出ております。

建設部長

出ております。

9 番

おこいなり。じや 中々いっただけでも
解らないうわ。そうすると工事の法に基
づいて。どういふふうな措置に なりますか。

建設部長

県庁からの工事の早期没工でいいます。イ
現場監督の事務上の件は。一寸ミスあり
ますけれども。法的にも。実際には通用した
らざるが。工事の急いだためという
結果になつた。

9 番

皆さん方は常勤職員で。非常勤じやありま
せん。さういふ問題が發生した場合。一時
間にも可能の人はい。8時間 役所に 1024
たごいります。時間去々か。いさう
じや。現場監督のさういふ。部員も結構
構へ。官行監督を 3 した場合。この問題
が追加工事の着工する以前にさういふ問題
が發生すると派生するといふ事感してさう
時限は 11 である。1044 (専門職) あり
ては 1 分。この考をさす。さす。

建設部長

私共は 11 である。神正子算に一応計上
してさういふ。さす。一応 議会の可決
後でありさういふ。さす。感じしてさす。さす。
総務委員会の指摘。工事の終了あり。

とこの二を聞かされたら、案は驚いたという話
がございよう。

9 番

誰か聞かされたか。誰か聞かされたか。本末
転倒も恐らくないであろう。

議 案

休憩は15分(午後10時5分)

再開は15分(午後11時)

8 番

この9番議案の質疑はすつと12分は
二つ一併するの提出に場合は、この二つ説
明は聞かすよりも、先づこの二つ
事例の説明からなす。委員長の問答
は二人の答。各自から説明のあり、始め
て問答からなす。委員長の問答
の結果、二つは聞かされたか
である。その辺は聞かされたか。

総務委員

10と11の二つは、私部会に別
て欠席して20分は、その特異な二つ
は、副委員長に代って10分と11分
です。

総務委員

私の方から代って説明申す。10分と11分

此のことが申し出ておられる。神正の申し立て
業の私から28日のごさういす。私からの
理地が追加工事の着手して下さるという
解の事を申し出ておられる。説明申し上げる
ごさういす。

もう一度、現在選任行為とそれについて
個人に及ぼすものという趣旨向て申し出て
業の私共、担当課長から同接工事の済んで
いる事という連絡を7月3日以内を以て
ごさういす。個人に及ぼすものという趣旨
次第のごさういす。

8 審

市会に10回申し出ておられる。6月20日
に設計費等の通知がなされたが、その際
市会より、その問題に対してどうする措置
をとりかかるとある。

建設部長

5月30日付に、大城土木さんの方から浸工
の申し出て下さるという趣旨の中、その浸工
の着手する。市の側の検査は、6月9日
に追加工事の必要があるという。その浸工
の個人に及ぼすものという趣旨、6月20日
大城土木宛、山崎向市会から公文を提出
した。追加工事の必要があるという趣旨
のごさういす。

8 番

これは、市長から大城土木の方に通知したのが、6月20日です。

建設部長

これは、白論建設部を起案して決裁を経たことによる。

8 番

これは、市長も、今更には、10月までというように取りなすね。いわゆる工事の竣工が6月22日から7月2日までの間は完了して取りなす。これは、6月20日に市長から大城土木に対して工事をする旨の指示を出したという事による。

市長

一応工事は完了して取りなす。これは、いわゆる工事の必要があるという事を認められたことによる。追加工事に対しては、まだ何もして取りなす人。

8 番

今更には、9番の人の質疑の中へは、上司の解任の件、一職員一席の方。その様な工事を施行したという旨の答弁をされたことによる。今の質問の内容からいって、今更には、上司も知って取りなすというふうな解任の事もある。その辺は、どうなるか。市長は、今更には、上司の命をうけて

二小は梨園業者との話し合い。そのうちものは十分
分り得るものと見えておる。所てお取り置かす。
いよいよ市長の命に於て。又日ごろ着工したと
いうことは。事實である。

市長

二小は指示はいたしておる。もう一人は
説明申し上げておる。工事の必要がある
という事は認められる。しかし工事の必要
があった場合には。神の御心を通じ。場合
工事の対しては。決裁の与えらるゝことである。
神の。決裁もまたいたしておる。

八 番

部長の処へ。稟を附せしむ。先程の答に
おる。6月20日に市長から大城土木
追加工事の必要があるという通知を出し
~~必要である~~ というふうに言われておる
ことである。事實である。

建設部長

回答を申し上げる。事實はあり。

八 番

今市長の建設部長への答に全く違
つておる。部長は市長から文書に大城
土木に対して追加工事の必要があるから
いという通知を送ったという事。事實は
建設部長の話しはあり。しかし市長は。どう

事業は全く済むことになり、その旨を申し渡す。

建設部長

その旨は、さきより申し渡したとおり、本市からの通知は、前記の通り、追加工事の必要は、ない。竣工の取り下げを、また、通知し、その旨を、ご報告いたします。施工は、どうも、さきより、ご報告の指示は、ご報告いたします。

結局、大城土木から、竣工の取り下げを、申し渡す追加工事の必要は、ない。ご報告いたします。通知は、ご報告いたします。

8 番

その旨は、ご報告いたします。6月22日から、追加工事の取り下げを、ご報告いたします。

建設部長

ご報告申し上げます。現場監督員からの事情は、伺っております。果片からの指示も、ご報告いたします。工事の早急は、ご報告いたします。監督員からの市へ、工事の早く終了したいという気持ちから、軽率な気持ちから、工事の進捗を、ご報告いたします。現在、アスファルト舗装を、残すのみです。配管工事の終了は、ご報告いたします。ご報告いたします。

8 番

課長は栗行、栗行という人だ。栗行はなぜ
我々地方自治体を尊重する、いわゆる法を無視
しているというふうな気がする。 ~~これは下水道
課長の考えと取付の関係~~

建設課長

これは下水道公社のマニュアルに取付ける関係
が早目に。

8 番

はい、いいです。課長は小松は、何かしら
切迫しているんです。6月22日の着工するまでの
深裁も、追加工事のしきい値というものは
ない中、かなり早く課長の許可はありそうです。

建設課長

これは、着工しきい値という私からの命令は
5月20日にせよ、まだ深裁も12月20日にせよ。

8 番

課長は、どうですか。下水道課は12月20日に

建設課長

今下水道課長の、松川課長の12月20日に

8 番

課長の深裁は12月20日に

建設部長

建設部の決裁もまたの控にござります。

8 番

建設部からの願ひを申し上げます。

下水道課長

私から一応、その面について回答を申し上げます。私の方から工事関係の部長と同日に7月3日の課長を呼んでから、その報告をうけています。事業の現場については、知る限りはございません。

8 番

7月3日からの解りは、お答えいたします。

下水道課長

はな。

8 番

一寸お伺い申し上げます。その予算使用の手帳のことは、申し上げます。また、地方の課長が、その事業の、その課長にその7月3日からの解りがあります。しかし、予算はそれと提出されたところについては、その予算を編成していただくことについては、解りません。また、その課長を編成していただくことについては、解りません。

下水道課長

21日ハ一応ニ工事カミスガキ3413ニセ
セ21日ハ和リ31ハ、早速私達ハ4ハ411
ウニセカガキガ設計。現場ヲ見テイテカ
設計ナリ称カ指示ニテ行ナリ。6月21日ナリ。

8番

7月3日ハ解ナリセハハ、セリウニセ
ナリ。

下水道課長

今ハ中ハ、現在ハ着工ハ終ナリ3ニセナ
リ。

8番

終ナリ3413ニセカ7月3日。

下水道課長

11ハ、外ハ課長カラハ報告ハ、413ナリ
私ハ現場外ハ仕事ハ忙シクナリ中。
現場外ハカガキ行ナリ。

8番

ミスセリニセハ、ニ中ハ人間ハカガキ以上
誰カモ間違ハセリナリナリ。
1カハ、カガキカガキカガキ行カガキナリ。カガキ
3カガキカガキカガキカガキカガキ。

下水道課長

15日、4月15日 17時 10分 終了。

8 番

4月16日22日 18時 10分 発見した人だが、課長も解らぬ。部長も解らぬ。10分以内の間に工事完了の中10分。一体の中はどのよう説明の中10分。今3時 30分 工事終了後、課長、部長に報告は20分 30分 終了。

下水道課長

15日、4月15日 17時 10分 終了。今週は 17時 10分 終了。

8 番

課長3時、解らぬ 17時 10分 終了。工事完了 17時 10分。

下水道課長

現在 課長の直接担当者 17 10分 終了。

課長

休憩 17時 10分 (17時 10分 19分)

回南 17時 10分 (17時 10分 19分)

8 番

市長の10分 17時 10分。今週の 17時 10分 質疑の内容 17時 10分。一職員は、課長、部長、等

然るに其の意向もよく、い。さういふ事案にもたつて
 出立相行爲の怯を犯して、その事を見了させ
 たい。さういふ職責に對して、市長は、その責任
 を感じ、その事から、根本的の考を、その
 間、その願ひを、

市長

市長の答へは、さういふ問題を、犯して
 其の事、對しては、其の事、入りの位、
 非常の省さん方の、その事、對しては、さう
 とも、その事、その事、その事、その事、

い。職責に對して、十分のその事、自分
 の事、その事、その事、その事、その事、
 其の事、その事、その事、その事、その事、
 其の事、その事、その事、その事、その事、
 其の事、その事、その事、その事、その事、
 其の事、その事、その事、その事、その事、

その事、その事、その事、その事、その事、
 其の事、その事、その事、その事、その事、
 其の事、その事、その事、その事、その事、
 其の事、その事、その事、その事、その事、
 其の事、その事、その事、その事、その事、
 其の事、その事、その事、その事、その事、

其の事、その事、その事、その事、その事、
 其の事、その事、その事、その事、その事、
 其の事、その事、その事、その事、その事、
 其の事、その事、その事、その事、その事、
 其の事、その事、その事、その事、その事、
 其の事、その事、その事、その事、その事、

非常なシビアな受け止めが求められたい。これに対し
しつこく。今後はやういうことがあり、株の又現
場の担当。勿論逆督も、或いは現場南
條の課長。部長に訂正しても、一応やういふ分
の、日か工事日程、工事のどの位の進行状況
か。自分の肩書の課の任事に対しては、やう
いふ日は、毎日必ず十分把握しなさい。さう
いふものはあやういふ。又一度起るとも限
りませんが、やういうことが、一度は株の
又、皆株の方に大変迷惑がかかることを、
お説教いただきたい。十分の話し説明を
していただくと思っております。

8番

方向についても、十分どのような結果も株の
ミス、連絡行為が行われていくことが、十分
分同様に頂上。それともさういうことが
らば、断同様に、部長はやういう態度を、
十分頂上と、私等課長としては、お説教のミ
ス。やういうことに訂正は、別に本人同様に
ら、さういふミスは、さういふことがあり
かしたから、学ばず予算にも、支出行為を
やういふ。やういふ最も大きな問題もさうい
ふ。余りさういふ。市民の税金もさうい
うことが、さういふことが、株の、運営もさ
ういふことが、方向も、それ、議会の役員も
さういふと思っております。さういふ自治性、条例やうい
ふ違反行為も、職員に訂正は、強々態度も
本人も頂上と、部長は、やういふ風に考えております。

△△△ △△△ △△△ 理由がある。その案に
ついて、各管区から回答を願いたい。思う。思う。

建設部長

回答を申し上げます。中口大橋は、
1月10日のこと。70年1月19日に建設局長
から各管区管内の関係課の方へ、通管切り換
え後の対応として、3月31日以降の残工車に対する
措置を、工場の方向に後継残工車に対
する通管切り替へること、その中の老練のつぎ引
入、スライド方式を、建設省からの建設単
価の部掛りがある場合、部掛りを変更
して、契約を変更して、おしく改訂して締結す
ること、おそれる。この通達がある。現在
花火山1区、2区、併せて3区に、つぎ引
入は、おそれる。おそれる。スライド方式を知理す
る人、おそれる。おそれる。現在、おそれる。おそれる。
おそれる。おそれる。おそれる。おそれる。

4 番

おそれる。おそれる。おそれる。

建設部長

おそれる。

4 番

おそれる。おそれる。おそれる。

建設部長

町内残工事の完了は、支払の町内
に済んだ。

〆 査

〆 町内、工事支払の完了は、

建設部長

〆 町内、資料の提出は、4月1日以
降の残工事の完了は、

〆 査

101. 町の要求は、3月31日以前に360
円以内の支払の町内、資料の要求は、町内
に済んだ。〆 町内、4月、竣工後の工事の完了は、

建設部長

町内に済んだ。

〆 査

〆 町内、101. 町内、4月、竣工後の工事の完了は、

建設部長

結局5月15日までの工事完了は、町内に
101. 町内、360円以内の支払の完了は、170円
に済んだ。

〆 査

360. 町内、

建設部長

15日、通貨切り替えの件、終った分です。

4 番

360円です。

建設部長

15日、結局、通貨切り替えの件、5月15日と5月16日とでございまして、その以後は工事の進捗は、

4 番

支払いは、11ヶ月にわたります。360円というのです。

建設部長

先礼いたしまして、5月14日以外、その日は全部ドルを支払うという話ではありません。

4 番

この継続事業は、このようにして、

建設部長

継続事業にござります。大山の排水と公有水面増設、その中から新城の8ノ字線道路、そのうち本にございまして、3本にござります。305円という替え契約は、このようにござります。その他、下水道の5区ありまして、その中でも、大講路2区、

4 番

私が資料要求したところには、1月15日復
 情が先送りのものも、契約を取り戻して
 360円換算、この臨時措置は大蔵大臣が
 決めた交換ルートに於ける、この小の年
 1、360円換算の小のものは、500円
 う資料に対して、この資料の出て来た
 ところ、私の質疑に対して、下水道関係は
 常（聴取不能）契約、或は命金の支払
 小のものは、この印象で、この人
 小のものは、この資料を、

建設部長

360円を支払うという事はございませぬ。

4 番

511. じやこの資料のせういう訳が。

建設部長

この部分につきましては私。

4 番

この方面と関連して、私下水道の中
 に、この種の非常の人は、条例で、或は
 法令で年々人と施工されて、多くの
 1100という訳で、私は関連の正して、人
 この資料は、この関係の資料で、

建設部会

結局、私が出しうる件はつきりして、3月31日以降の残工事は討つておくことの中。

4 番

＝小口 3月31日着工以降の工事はつきりして、結局スライド方式で70.6の工費契約の変更をいう。又、1号の工費負担は11.4の工費負担をいうことの中。＝小口正式に決まるといふこと。

建設部会

＝小口 工費負担は11.4の工費負担をいふこと。

4 番

360円の工費負担は11.4の工費負担をいふこと。検討は11.4の工費負担をいふこと。

建設部会

方針は11.4の工費負担は、30.5円以外に負担の中の人じで11.4の工費負担は11.4の工費負担をいふこと。方針は11.4の工費負担をいふこと。

4 番

審査の段階から（聴取不能）電口工程のやりとりから見れば、各市会、部会、課長の答弁が非常にきちんとして30.5ありたい。この責任はなすり合ふが、非常に我々の責任の所在を、このようにもいふことは、問題

を解決いたしむるに可なりと相合し（ま）私
の質疑を終りし。

9 番
前項の取捨に値すると思つて。

総務部長に相合し（ま）と思つて。
又今下水道の神心等導の内容及び
神心等導の編成を了するに、いつに
対し、要求書を出され、期日を付し、
建設部から受ける日に、明確に答弁
すると思つて。非常の調査に、
時間を取らる。

次に建設部長に相合し（ま）。先の取
捨の中、竣工検査の報告と追加工事
に、契約するに、理行、契約の条
件を、見るに、契約の、読み
の、おもしろい。此れも、追加工事
の、先から、説明があり、その、
契約を、見るに、おもしろい。

建設部長

回答に申しあげます。本件は、追加工
事に、契約するに、市営法に、新
に契約するに、おもしろい。

9 番
新に契約するに、おもしろい。

建設部長。は、な。 . . .

9 番

もし、そのためのならば、そのための所定の手
続は取ったという事になります。

建設部長

そのための手続はさしてあります。

9 番

さしてあります。

1 番

大山排水区1工区の新設の250,000円に計
17. 質疑にたいして、只今の質疑応答の中
で述べたこともお知らせします。次に承諾
の意思にたいして、只今部長は、この建設
費の計画にたいして、大城土木さんに着工命
令を出したことは、現場監督にたいして
お知らせいたします。

建設部長

間違っています。

1 番

その間違は、この250,000円の追加工事
の件について、時限を5.11が過ぎたので、
建設部下水道課長、現場監督、そして大城
土木さんの追加工事にかんして話を合
わすことになっております。

建設部長

三者集りの予定はございませぬ。
結局、現場監督と、大城土木の現場代理人との話し合いがなされたいと御座います。

1 番

この工事が7月2日に土面舗装を終了いたしました。部員も課長も7月3日にこの追加工事の着工。完了後、知らぬ間に、これに関する回答をございませぬ。お詫言ひ申上ります。

建設部長

おうございませぬ。

1 番

これは、現場監督の単独の工事。

／ 審
課長 課長は全然周知は有りません。

建設部長

この件は了解は有る。先程の件は上げられた
様に、総務委員会が審査の過程を行なう
に早速事情を調査した様子が有る。その結果
昨日の報告は、7月2日に受け付けると言
うことが出来た。

／ 審
私の質問に答え下さい。7月3日以降
にこの問題について部長、課長は知って
居る。知って居る。それ以外に答へ
ない。

建設部長

着工は11月24日と有る。知って居る。

／ 審
7月3日の件、その工事が着工されたと
は全然知らなかったと有る。

建設部長

有る。

／ 審
部長は総務委員会にウソの答を
して居る。

総務委員会には部員も課長も話し合ひ、この
工事の市の積算を出し、その額を大城土木の
工事は着工し、後工し、その額をもうやり、し
るに言ひ、答ひをしており、したが、これは如何とお。

建設部長

総務委員会には申し上げ、たしか業者の方
が市の設計の範囲内、工事をして、やり、し
るに言ひ、答ひをしており、したが、実際上
者命令を出し、あり、せん、私が申し上げ、た
し、部下の、たしか、当然、部長の、知、る、べ、き、と
あり、する、責任を負う意味から、その、際、に、や、つ
た、言、ひ、を、し、て、申、し、上、げ、た、話、が、あ、り、す、る。

1 番

市の現場監督の方が、いらし、や、り、す、る、に、
答、ひ、席、に、お、願、ひ、し、す、る。この追加工事の、2、5、0
円、に、対、し、現場監督、が、あ、り、し、る、俸、給、単、独、に、
この追加工事を、大城土木、の、人、に、市の積算、に、よ、
る、額、を、6、月、2、2、日、に、着、工、命、令、を、下、し、た、額、を、2、0、
5、0、司、課、長、部、長、と、相、談、を、な、さ、す、た、額、を、和、
す、る、に、答、ひ、願、ひ、す、る。

伊礼係長

直接工事を、手掛ける相談は、や、つ、て、お、り、す、る、
人、者、手、の、に、は、相、談、カ、リ、人、に、す、る、一、応、予、算、執、
行、に、は、相、談、し、て、お、り、す、る。

1. 審

建設工事着工は命令1150人であるが、その
手続額が相談はしたといたおりの間違
いありである。

建設部長

私が相談受けたいのは、市の建設費積の
範囲内であると言ふこと、大体額は1724万
位であると言ふことを承りたい次第であ
ります。

1. 審

この第1工区工事の5月30日におき
1. 大城土木さんは工期内の工事を完了して漫
工用を市の方に返しておられた。現在の
9番さんからの質問に対して、その追加工事は
全然別の事である。新しい契約の内容であ
る言ふべきではない。6月(昭和31年)
に付しては、追加工事は必要である。と言ふこ
とをお知らせする。おそれないことである。
大城土木さんはよくて設計図、契約の通り
工事を完了したと本署に思ふ誤りがあるが
これに大城土木さんは強制的に追加工事を
強いられたおそれがある。

建設部長

大城土木さんの方はこの工事の追加工事を
おこなう別の路線の方にも施工が不十分である
か、あります。漫工17万、理由は別の路線